

糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)委託業務の適正かつ円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

居宅の高齢者等に対しバランスの取れた適切な食事の提供を通じて、栄養状態の改善と安否確認を行うことにより、自立した在宅生活の支援を行う。

3 業務内容

(1) 調理業務

- ① 調理場は糸満市内に設置する。
- ② 提供する弁当は、主食、主菜及び副菜の組み合わせを基本とする、調理済みの食事とする。
- ③ 弁当の種類は、次の各号のとおりとする。
 - ア 普通食は、サービス事業者が通常提供している基本メニューとし、栄養素はエネルギー600kcal 前後、たんぱく質 20g前後、塩分 2g前後を目安とする。
 - イ 特別食は、栄養素を調整した食事(タンパク質調整食など)又は形態を調整した食事(ムース食、軟菜など)とする。
- ④ 献立は栄養士が監修する。

(2) 配食業務

- ① 配食の実施は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、慰霊の日及び12月29日から翌年1月3日までの日に該当する日を除く。)に限る。
- ② 配食の時間は、原則として昼食は10時から正午、夕食は16時から18時とする。
- ③ 利用者への配食は原則手渡しで行い、利用者の状態及び安否を確認するものとし、不在等で安否が確認できないときや利用者の心身の状態に異変などがあると認めるときには、利用者の家族等の緊急連絡先、担当する地域包括支援センターへ連絡するとともに、緊急を要するときには、速やかに警察、消防に通報する等必要な措置を講じる。

3 衛生管理

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、常に食品衛生法、その他関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、原材料の取扱い、調理、運搬、配食に当たっては、食中毒防止のための衛生管理を適切に行い、清潔保持をチェックする体制を整える。

4 利用者との契約

- (1) サービス事業者へのサービス利用調整依頼は、介護予防プランを担当する地域包括支援センター等より行う。

- (2) 受託者は、サービスの提供を開始するにあたり、利用者と同意書又は契約書を交わさなければならない。
- (3) 受託者は、利用者と契約を交わしたとき、又は契約内容に変更があったときは、糸満市(介護長寿課)及び利用者の予防プランを担当する地域包括支援センター等に報告しなければならない。

5 委託料について

- (1) 1食あたりの委託料は、普通食 820 円、特別食 920 円とする。
- (2) 毎月5日までに前月分の請求書及び実績報告書を市に提出しなければならない。

6 利用者負担について

- (1) 1食あたりの利用者負担額は、普通食 400 円、特別食 500 円とする。
- (2) 受託者は、前号に定める利用者負担金を、利用者から徴収する。
- (3) 受託者は、前号で納付を受けた利用者負担金を、市が指定する期日までに納入しなければならない。

6 業務の履行

- (1) 受託者は、市長の指示に従って円滑に業務を実施し、安全かつ効率的に業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、事故が発生した場合の対応方針をあらかじめ定める。
- (3) 受託者は、利用者からの苦情等の相談体制を整備し、苦情等に対応を要した場合は、その経過、原因、対応結果を記録する。
- (4) 受託者は、個人情報の取扱いに関する社内規定・マニュアル等を定める。

7 台風時の対応

- (1) 暴風警報発令中は、サービスの提供を休止する。
- (2) 暴風警報解除後、路線バスの運休が午前7時までに解除されない場合は、当該日の昼食は原則休止とする。ただし、暴風警報解除後の天候等によっては、この限りではない。
- (3) 暴風警報解除後、正午までに路線バスの運休が解除されない場合は、当該日の夕食は原則休止とする。ただし、暴風警報解除後の天候等によっては、この限りではない。

8 関係帳簿の整備

受託者は、受託業務に関する帳票を整備し、保管すること。

9 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、市長と受託者の協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は、受託事業を実施するにあたり業務上知り得た内容を第三者に提供したり、事故の利益のために使用してはならない。契約終了後も同様の取扱いとする。